

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）（抄）	1
○ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）による改正後の警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	1
○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）（抄）	2
○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）	3

○国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）（抄）  
（国外犯罪被害弔慰金等の支給）

第三条 国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族（当該国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、国外犯罪被害弔慰金等を支給する。

○国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）による改正後の警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）  
※平成二十八年十一月三十日から施行

（長官官房の所掌事務）

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 （略）

二十一 犯罪被害者等給付金に関すること。

二十二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。

二十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

二十四～二十六 （略）

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2・3 （略）

（経費）

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一～十 （略）

十一 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費

十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

2・3 （略）

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2・3 (略)

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

○警察法施行令(昭和二十九年政令第五百五十一号)(抄)

(専門委員)

第一条 警察法(以下「法」という。)第十二条の三第一項に規定する専門委員は、学識経験のある者のうちから、国家公安委員会が任命する。

2・5 (略)

(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

(警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準)

第四条 法第四十七条第四項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第一のとおりとする。

2・3 (略)

別表第一(第四条関係)

警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準

第一部の名称及び所掌事務

一 警務部

イツ(略)

ネ 犯罪被害者等給付金に関すること。

ナ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関する事。

ラ (略)

二〇五 (略)

第二〇四 (略)

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)(抄)

(給与厚生課)

第十一條 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一〇九 (略)

十 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穩な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関する企画、立案及び調整に関する事。

十一 犯罪被害者等給付金に関する事。

十二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第百八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事。